

議案第96号

北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例

北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例（平成20年北上市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額<u>457,000円</u></p> <p>副議長 月額<u>383,000円</u></p> <p>議員 月額<u>351,000円</u></p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額<u>522,000円</u></p> <p>副議長 月額<u>437,000円</u></p> <p>議員 月額<u>401,000円</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

平成31年2月28日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

市議会議員の議員報酬の額を改定しようとするものである。